

令和3年8月23日

教職員各位

理事長 池北雅彦

県をまたぐ移動の自粛について（継続）

新型コロナウイルス感染症については、全国的に**デルタ株**による感染が広がり緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が多く都道府県、地域で適用されています。

山口県においても8月13日から「**デルタ株感染拡大防止集中対策**」の実施を行っています。本学では8月22日まで措置を講ずることとしていた「県をまたぐ移動の自粛」を下記のとおり継続することといたします。

教職員の皆様には、引き続き、不要不急の外出や県外への移動を控え、手洗い、密閉・密集・密接の**3つの密を避ける**など感染予防対策の徹底をお願いいたします。

記

1 県境をまたぐ移動の注意

- **緊急事態宣言の対象地域、まん延防止等重点措置の区域**との往来は、やむを得ない場合を除き自粛をお願いします。
- やむを得ず県外と往来する場合は、**感染予防対策**を徹底し、移動先の自治体が発する外出・移動の自粛などの要請に従い、万全の感染予防対策を講じてください。
- **緊急事態宣言の対象地域、まん延防止等重点措置の区域**から本学への学外者の来訪については、やむを得ない場合を除き自粛をお願いします。

2 感染予防対策の徹底

- 新しい生活様式を実践いただき、**3密を避け、マスクの着用、手洗い、感染リスクが高まる5つの場面**に注意するなど基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。
- **会食は少人数・短時間**になるようにし、感染防止対策に取り組む**新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店**を利用するとともに、飲食店から求められる感染防止対策に協力してください。
- 発熱や咳など**感染を疑う症状**が出た場合には、出勤を控え、速やかに、かかりつけ医や**受診・相談センター**等に相談してください。

3 措置の期間 令和3年9月12日（日）まで

以上